

遠隔授業実施のガイドライン

<本ガイドラインの構成>

- 1 背景及び目的
- 2 定義
 - (1) オンデマンド授業
 - (2) 同時配信授業
 - (3) 遠隔授業
 - (4) 学習管理システム(LMS)
 - (5) Web会議システム
- 3 遠隔授業の実施要件
 - (1) オンデマンド授業
 - (2) 同時配信授業
- 4 成績評価
- 5 実施上の留意事項
- 6 科目開設部門による裁量
- 7 著作権の取り扱いについて

1 背景及び目的

本ガイドラインは、対面授業の代替措置として学生・教職員の健康と安全に配慮した対面方式によらない授業（以下、「遠隔授業」とする）を授業の一部または全部に導入する場合における、その実施方法等について定めることを目的とする。

2 定義

本ガイドラインにおける主な用語の定義は、次のとおりとする。

(1) オンデマンド授業

学習時間を固定的に設定せず、学習管理システムを通じて、履修者に対して教材（音声データ・PDFファイル、課題等）を提示し、授業内容を教授する方式の授業のこと。一定の要件を満たした場合、通常の対面授業の実施に相当する授業として認められる。なお、文部科学省では、「オンデマンド型授業」と称されることが多い。

(2) 同時配信授業 ※文科省の定義を一部改変

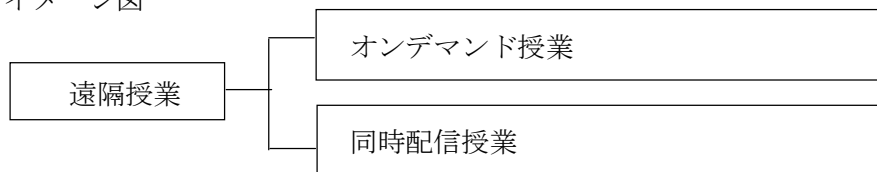
インターネット通信によるWeb会議システムを利用して、離れた場所にいる教員や学生を非対面で繋いで行う授業のこと。一定の要件を満たした場合、通常の対面式の授業の実施に相当する授業として認められる。なお、文部科学省では、「同時双方向型授業」と称

されることが多い。

(3) 遠隔授業

オンデマンド授業及び同時配信授業を総称して「遠隔授業」とする。なお、文部科学省では、「メディア授業」と称していることが多い。

■イメージ図



※1科目に1つの方式のみしか採用できないわけではなく、授業内容に応じて複数の方式を組み合わせることも可能である。

(4) 学習管理システム (LMS)

学習教材の提示、履修者との双方向の連絡手段の設定など、遠隔授業を運用する上で必要な情報を統合管理するプラットフォームのことで、LMS (Learning Management System) とも呼ばれる。本学におけるコロナウイルス感染症への対応として全学的に運用する学習管理システムは WebClass とし、特に断りがなく学習管理システムと表記されている場合は、WebClass のことを想定する。なお、manaba・moodle など、昨年度以前に本学において導入されている学習管理システムを使用することは妨げないが、大学としてマニュアル整備等のサポートを行う学習管理システムは WebClass のみに限定する。

(5) Web 会議システム

インターネット通信を介して、離れた場所同士で映像や音声などのやり取りを行うためのシステム。本学におけるコロナウイルス感染症への対応として全学的に運用する Web 会議システムは、「Zoom」を想定する。

3 遠隔授業の実施要件

オンデマンド授業及び同時配信授業が成立するために必須となる要件は、次のとおりである。

なお、遠隔授業については、60 単位を上限とすることが文部科学省から示されている (授業のすべてを、主として遠隔授業によって実施した科目のみがカウントの対象)。また、オンデマンド授業と同時配信授業の間に、手法としての優劣は示されていないこと、いずれの授業にあっても、対面授業と同等の教育の質を確保する必要があるとされていることに留意する必要がある。

(1) オンデマンド授業

実施にあたっては、以下の3点が必須条件となる。

ア 事前ガイダンス

教員による事前のガイダンス等において、当該授業のねらい、教材・課題に取り組むにあたっての留意点や必要な視点・観点を示すこと。

イ 授業終了後の指導

当該授業終了後、速やかにインターネット等を利用し、「設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導」を併せ行うこと。なお、この指導は学期末などにまとめてではなく、毎回の授業の実施にあたって行うことが求められる。

ウ 学生の意見交換の場の設定

当該授業に関する学生の意見交換の機会を確保すること。例えば、学習管理システムを利用した Web 掲示板やチャット等に学生が書き込める環境を提供することが求められる。

なお、同時配信授業と異なり、同時性の担保及び双方向性の確保は必須ではないため、比較的簡便に実施可能である。

(2) 同時配信授業

実施にあたっては、以下の 3 点が必須条件となる。

ア 同時性の担保

同時配信授業は学生の時間割重複を避けるため、定められた曜日・時限に行う必要がある。

イ 双方向性の確保

次に掲げたいずれかひとつ以上の事項の実施により、双方向性を確保する必要がある。

<授業時間中に実施するもの>

- ・ 出欠の確認
- ・ 映像による学生の学習態度の確認
- ・ 授業の進行状況に関する学生の意向の確認

<授業時間中または授業時間後に行うもの>

- ・ 質問の機会の確保と回答（全ての対象学生に見える形式で実施）

ウ 学習効果の確認

学習効果を確認するため、授業に参加した学生の特定、当該授業による習熟度の確認を行う必要がある。なお、これらの手段としては、学習管理システムでの課題回収による出欠確認・確認テストの実施等が考えられる。

同時配信授業の運営にあたっては、授業担当教員とは別に Web 会議システムの管理・運営を行う補助員を配置することが望ましいとされているが、現時点では補助員を配置することが難しい状況のため、演習形式等の少人数授業において、教員・学生間で十分な意思

疎通が取れている授業以外では、運営が困難となることが予想される。

なお、どちらの方式の授業においても、シラバス記載の学修到達目標を達成できる内容が伴っている必要があることに留意すること。

4 成績評価

遠隔授業であっても、通常の対面授業と同様に、学内の成績評価基準に基づき「素点（0～100点）」による評価を行う。

5 実施上の留意事項

遠隔授業では、インターネットを使用することから、特に次の事項に留意する必要がある。

- (1) メールアドレスの間違い等による外部への情報の流出防止
- (2) 学生のプライバシーの保護（例：意図しない形で学生同士の個人情報や連絡先が共有されないための配慮など）
- (3) PC を所有していない（スマートフォンのみを所有）学生への配慮（例：画面サイズが小さい場合における可読性の確保など）
- (4) Word・Excel・Powerpoint 等のソフトを所有していない学生への配慮（例：文字・画像・音声・PDF ファイルの活用など）
- (5) 学生側の通信量の負担軽減（例：提供資料の容量の圧縮など）

6 科目開設部門による裁量

科目開設部門により教育内容・人的資源等が異なることから、学部長・研究科委員長・その他責任者等が妥当であると判断をした場合には、本ガイドラインによらない授業形式で開講できることとする。ただし、その場合であっても、平成 13 年文部科学省告示第 51 号（大学設置基準第 25 条第 2 項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等（いわゆる「メディア授業告示」）等の関係規程との整合性と同等以上の教育効果の確保を図る必要がある。

また、実習・実験系の科目など、授業内容により遠隔授業の実施が困難な一部の科目については、開講学期の変更や閉講等の授業計画変更による対応もやむを得ないが、その他の科目については、学生の教育環境を維持するため、なるべく授業計画変更は避け、開設部門内において協議の上、原則として開講を維持することとする。

7 著作権の取り扱いについて

従来の著作権法では、著作物の内容をオンライン授業などで配信（＝公衆送信）するためには、著作権者から個別に許諾を得る必要があった。

しかし、教育の情報化に対応するために、改正著作権法が 2018 年 5 月に成立し、一定の補償金を文化庁の指定管理団体である「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」（SARTRAS）に支払えば、個別の著作権者に無許諾で授業目的において公衆送信することが

できる仕組みとして、授業目的公衆送信補償金制度（本制度という）が新設された。

この改正著作権法は 3 年以内に施行する予定であったが、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う遠隔授業等のニーズに対応するため、予定よりも早期となる 2020 年 4 月 28 日から施行することになった。

そのため、同月 28 日からは、学校の設置者が指定管理団体に一括して補償金を支払うことにより、本制度を利用することが可能となるが、同月 6 日に、指定管理団体である SARTRAS は、文化庁長官に対して、2020 年度に限り、補償金額を特例的に無償として認可申請を行うことを決定した。

本制度の利用にあたっては、事前に SARTRAS へ利用するための届出を行う必要があるが、本学は、速やかに届出を行う予定であるので、届出が完了した時点で、改正著作権法 35 条 1 項の範囲内において、本年度は無償（来年度以降は、補償金額を支払って）で使用することができるようになる。なお、事前の届出が難しい場合は、利用開始後速やかに届け出ればよいものとされている。

具体的に利用できる範囲については、授業利用目的の「必要と認められる限度」（法 35 条 1 項）とされている。詳細については、SARTRAS より公開された「改正著作権法第 35 条運用指針（令和 2 年度（2020 年度版））※」を確認いただきたい。

※<https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoushishin2020.pdf>

<ご参考・改正著作権法>

第 35 条

1 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

■参考資料 関係通知（文部科学省）

○「大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について」（平成10年3月31日通知） （抄）

第1 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の一部改正

一 「メディアを利用して行う授業」の大学設置基準上の位置付け

（一）略

（二）（略）「授業を行う教室等」には研究室やスタジオなどが含まれるため、授業を行う場所には教員のみがいて、履修を行う学生がいない場合もメディアを利用して行う授業に含まれる。また、同一校舎内の複数の教室間で多様なメディアを高度に利用して同時に行われる授業もメディアを利用して行う授業に含まれるものである。

（三）メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、面接授業に近い環境で行うことが必要であり、各大学においては、以下のような事項について配慮することが望ましいこと。

- ① 授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- ② 学生の教員に対する質問の機会を確保すること。
- ③ 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- ④ メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。また、必ずしも受信側の教室等に教員を配置する必要はないが、必要に応じてティーチング・アシスタントを配置することも有効であること。
- ⑤ メディアを活用することにより、1度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。

（四）略

○「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」（平成 11 年 3 月 31 日通知）（抄）

第 2 大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）の一部改正

2 大学設置基準第 25 条第 2 項の授業（以下「遠隔授業」という。）により修得することができる単位数の上限の拡大 遠隔授業は、他大学との間で単位互換として行われる場合が少なくないことから、単位互換の単位数の上限の拡大に伴い、遠隔授業により修得することができる単位数の上限について、60 単位を超えない範囲内としたこと。（改正後の第 32 条第 4 項関係） なお、各大学において、124 単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、大学設置基準第 25 条第 1 項の授業によって 64 単位 以上の修得がなされていれば、遠隔授業によって修得する単位数については、60 単位を超えることができるものであること。

○「大学設置基準の一部を改正する省令等の施行等について」（平成 13 年 3 月 30 日通知）（抄）

第 7 平成 13 年文部科学省告示第 51 号（大学設置基準第 25 条第 2 項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件）等の制定

1 大学設置基準第 25 条第 2 項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業（いわゆる「遠隔授業」）については、平成 10 年文部省告示第 46 号により規定されてきたところであるが、インターネット等の情報通信技術の進展にかんがみ、従来のものに加え、毎回の授業の実施に当たって設問解答等による指導を併せて行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもので、大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものを遠隔授業として位置づけることとしたこと。

したがって、遠隔授業については、「同時かつ双方向に行われるもの」であることが必要とされてきたが、今回の改正によって、同時かつ双方向に行われない場合であっても、一定の条件を満たしていれば、これを遠隔授業として行うことが可能となること。

また、ここで必要とされる指導については、設問解答、添削指導、質疑応答のほか、課題提出及びこれに対する助言を電子メールや ファックス、郵送等により行うこと、教員が直接対面で指導を行うことなどが考えられること。

なお、上記の指導は、印刷教材等による授業や放送授業の実施に当たり併せ行うこととされる添削等による指導（大学通信教育設置 基準第 3 条第 2 項）とは異なり、毎回の授業の実施に当たって併せ行うものであることに留意されたいこと。

学生の意見の交換の機会については、大学のホームページに掲示板を設け、学生がこれに書き込めるようにしたり、学生が自主的に 集まり学習を行えるような学習施設を設けたりすることが考えられること。